薩摩川内市旅行商品造成支援事業

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業

実施要綱・各種様式集

			ページ
１　事業実施要綱			… １～４
２　各種様式集			
⑴　奨励金交付協議書	（様式１）	…	５
⑵　奨励金内定通知	（様式２－１）	…	６
⑶　奨励金額別表	（様式２－１の別表）	…	７
⑷　不採択通知	（様式２－２）	…	８
⑸　奨励金交付申請（終了報告）書	（様式３）	…	９
⑹　奨励金交付決定通知	（様式４）	…	１０
⑺　奨励金請求書	（様式５）	…	１１

薩摩川内市

薩摩川内市観光物産協会

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業実施要綱

１　事業の目的

薩摩川内市への送客を目的とした旅行エージェント等が造成する旅行商品のうち、助成要件に含まれる旅程を計画し、本市の観光ＰＲ効果及び集客力が高いと認められる旅行商品に対して奨励金を支給することとし、本市への観光客誘致を促進する。

２　申請者

旅行業の登録のある旅行エージェント

３　要件

旅行商品内容が下記の要件のいずれかに該当し、「人」「自然」「エコ」「食」「祭り」「健康」「芸能」「歴史」「癒し」「ものづくり」等、薩摩川内市の観光素材を活用し、かつ、企画内容が優れているものについて奨励金を支給する。

⑴ 薩摩川内市内（甑島・本土）に１泊以上宿泊する募集型企画旅行商品

⑵ 薩摩川内市内（甑島・本土）日帰りの募集型企画旅行商品

ア　「九州新幹線」で「川内駅」を利用し、薩摩川内市及びその周辺地域をコースに取り込んだもの

イ　「肥薩おれんじ鉄道」で「川内駅」を利用し、薩摩川内市及びその周辺地域をコースに取り込んだもの

ウ　甑島については、「高速船甑島」(川内港～里港～長浜港)を取り込んだもの
※従来のフェリーニューこしき（串木野新港発着）の利用も対象ですが、「高速船甑島」を利用する商品を優先します。

エ　ボランティアガイド等による「まちあるき」など地域と密着した素材を取り込んだもの

オ　市内で行われるプロスポーツキャンプ見学等を取り込んだもの

カ　市内におけるツーリズム体験（農作業、漁業体験）等を取り込んだもの（但し、教育旅行を除く）

キ　市のイベント・伝統行事等を取り込んだもの

ク　市が推進する着地型体験メニューを集積した「きやんせ博覧会」（愛称：きゃんぱく）を取り込んだもの

ケ　市内の観光施設等を取り込んだもの

コ　日帰り旅行商品については、薩摩川内市内で昼食をとり、かつ、市内の観光施設・観光素材等を２つ以上取り込んだものになっていること。昼食については、薩摩川内市内事業者の弁当でも可とする。

サ　インバウンドについては本市の友好都市であること。

４　協議書受付期間と旅行商品の催行期間

協議書受付期間	奨励金支給対象とする旅行商品の催行期間
平成３０年４月１日～	平成３０年４月１日から平成３１年３月末までの間に催行されるもの。但し、年度を跨ぐ場合は催行日終了日を基準とします。

※予算の範囲内で執行するため、申込順で受け付けます。

５　奨励金額及び奨励限度額

奨励金額は採択された１旅行商品について送客実績に応じて次表により算定する。

また、１旅行商品当たり４０万円を限度額とする。但し、インバウンドについてはこの限りではない。

なお、送客実績は催行期間にかかわらず当該旅行商品の全催行終了日、第１回目の催行設定日から６ヶ月以内の日、又は当該年度の末日のいずれか早い日までの実績とする。※送客実績には添乗員は含まないこととする。

また、旅行商品の企画内容等が、次表による奨励金額算定になじまない場合は、その都度、個別に奨励金額を定めるものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">要件</th><th>高速船
利用有無</th><th>基本額
（円）</th><th>基本額の範囲
（送客人数）</th><th>基本人数を超える場合</th></tr>
<tr><td rowspan="5">泊付</td><td>甑島２泊以上①</td><td>有</td><td>200,000</td><td>１０名以上
２０名以下</td><td rowspan="4">２０名を超える場合
基本額＋人数×1,000円
※人数＝基本人数を超えた人数</td></tr>
<tr><td>甑島２泊以上②</td><td>無</td><td>150,000</td><td>１０名以上
２０名以下</td></tr>
<tr><td>甑島１泊①</td><td>有</td><td>150,000</td><td>１０名以上
２０名以下</td></tr>
<tr><td>甑島１泊②</td><td>無</td><td>100,000</td><td>１０名以上
２０名以下</td></tr>
<tr><td>本土１泊</td><td>―</td><td>100,000</td><td>２０名以上
３０名以下</td><td>３０名を超える場合
基本額＋人数×500円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日帰り</td><td>甑島</td><td>有</td><td>40,000</td><td>１０名以上
２０名以下</td><td>２０名を超える場合
基本額＋人数×500円</td></tr>
<tr><td>本土</td><td>―</td><td>20,000</td><td>２０名以上
３０名以下</td><td>３０名を超える場合
基本額＋人数×300円</td></tr>
<tr><td>インバウンド</td><td>本市への送客人数が２０名以上で1泊以上</td><td colspan="4">送客人数×10,000円
但し、初回に限り送客人数×20,000円とする。</td></tr>
</table>

※上限額は４０万円とする。但し、インバウンドについてはこの限りではない。

６　事務取扱手順

⑴　協議

申請者は、募集販売開始の２週間前までに奨励金交付協議書（様式１）及び関係書類を添えて薩摩川内市観光物産協会へ（以下「協会」という。）提出するものとする。但し、４月１日～４月１４日の間に催行を設定している場合は４月１日付けの申請とします。

関係書類：企画書（企画書の様式は問いません。）及び薩摩川内スピリッツロゴマーク掲載のパンフレット等２部（未作成の場合作成後速やかに）

① 旅程（甑島への旅程については高速船、フェリー、チャーター船の別を明記すること）、②支給要件該当項目　③商品販売価格、④販売対象（販売エリア・想定客層）⑤商品の特徴等を明記してください。

⑵　奨励金交付内定

協会は協議内容を審査後市に連絡し、市は奨励金支給の可否の決定を行い、その旨を申請者に協会を通して奨励金交付内定通知書（様式２－１）または奨励金不採択通知書（様式２－２）を通知するものとする。

⑶　申請（終了報告）

内定を受けた申請者は、必ず、①旅行商品の全催行終了日、②第１回の催行設定日から６ヶ月以内の日、③当該年度の末日、のいずれか早い日から７日以内に奨励金交付申請書（様式３）に関係書類を添えて提出すること。

関係書類：自社様式の送客実績集計表または参加者名簿（名簿を提出できない場合は送客証明書）など実績を確認できる書類に自社の内容証明印を押印したもの及び旅程・販売価額等が確認できる旅行商品パンフレット等の各種ＰＲ販促物現物（新聞広告等のコピーを含む）、アンケート（指定されたもの）

⑷　奨励金の決定

協会は申請書（終了報告書等）の内容を審査後市に連絡し、市は助成決定の可否を判断し協会を通して助成金決定通知書（様式４）を通知するものとする。

⑸　奨励金の支払い

奨励金決定通知書を通知後、申請者は請求書（様式５）を協会に提出し、協会は市に連絡する。その後、市は速やかに奨励金の支払いを行うものとする。

７　提出・問合先

この要綱に係る書類の提出先及び事務局は次のとおりとする。

事務局：薩摩川内市観光物産協会
〒８９５－００２４　鹿児島県薩摩川内市鳥追町1番1号
TEL：０９９６－２５－４７００　FAX：０９９６－２５－４７３９

※書類等の提出先は上記のとおりですが、奨励金の内定通知書、決定通知及び奨励金の支払は薩摩川内市が行うものとします。

８　奨励金交付の条件及び特記事項

⑴　旅行商品造成支援事業申請に伴い作成する旅行商品パンフレット等のＰＲ販促物には、原則として「薩摩川内スピリッツ」のロゴマークを掲載すること。

⑵　前項⑴のパンフレット等のＰＲ販促物を作成した際は、速やかに２部当協会へ提出すること。

⑶　奨励金交付申請書（終了報告書）は①旅行商品の全催行終了日、②第１回の催行設定日から６ヶ月以内の日、③当該年度の末日、のいずれか早い日から必ず７日以内に終了報告書に旅行商品パンフレット等の各種ＰＲ販促物現物（新聞広告等のコピーを含む）を添付し、送客実績等（参加者名簿、商品コード番号を付した自社様

式の送客実績集計表など実績を確認できる書類に、自社の内容証明印を押印したもの）を添付のうえ、当協会へ提出すること。

⑷　奨励金の決定は、前項(3)の終了申請書の受理、内容審査後とし、奨励金決定通知書により通知する。なお、支払は申請者からの請求書受理後、指定口座への振り込みとする。

⑸　協議時点における事業計画の趣旨、内容等を変更する場合は、速やかに当協会へ連絡、協議するものとする。

⑹　前項⑸の変更連絡を故意に怠った場合、奨励金内定通知書に記載された奨励金支給条件（申請（終了報告書）の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の申請及び終了報告を行った場合は、奨励金額の減額、奨励金決定の取消し、又は既に支払っている場合は奨励金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

なお、天変地異その他、申請者の責に帰することのできない理由がある場合はこの限りではない。この場合における奨励金額及び事業内容の変更は、申請者と協会が協議して定めるものとする。

（様式１）

平成　　年　　月　　日

薩摩川内市長　　殿

住　所
名　称
代表者　職
氏名　　印

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付協議書

薩摩川内市への送客を目的とする下記の旅行商品を造成しますので、企画書を添付して協議します。

記

１ 商　品　名	（要件）ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ ※　該当するものに○をしてください。（複数可）
２ 販売開始日	平成　　年　　月　　日
３ 催行期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 ※　複数回催行の場合は別紙にて記載ください。
４ 設定本数	催行予定本数　（　　）本
５ 送客目標人員	名
６ 販売促進・集客方法	※ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等への「薩摩川内スピリッツ」のロゴ掲載の可否　　可・否
７商品販売価格	円
８ 企画造成費・集客費・販売費等の内訳	
９ 担当部署 担当者名 連 絡 先	部署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 〒＿＿＿－＿＿＿＿ 住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ Tel(　　)　　－　　、 Fax(　　)　　－ E-mail ＿＿＿＿＿＿＿＿

※申請する商品名の下にある助成要件に必ず○をつけてください。
※この協議書(及び添付書類)は、期限までに薩摩川内市観光物産協会へ提出してください。
※別添企画書の様式は問いませんが、①旅程、②要件該当項目、③商品販売価格、④販売対象（販売エリア・想定客層）、⑤商品の特徴等を明記してください。
※設定本数、送客目標人員については催行期間にかかわらず旅行商品の全催行終了日、第１回の催行設定日から６ヶ月以内の日、又は当該年度の末日、のいずれか早い日までの数を明記してください。

（様式２－１）

第　　号
平成　　年　　月　　日

（　奨励金申請者　）　　様

薩摩川内市長
岩切　秀雄

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付内定について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで貴社から奨励金交付協議がありました下記の旅行商品について、薩摩川内市旅行商品造成支援事業として内定しましたのでお知らせします。
なお、事業執行に当たっては下記条件を遵守くださいますようお願いいたします。

記

１　奨励金額　　別表による

２　対象旅行商品名
【　　】

３　催行予定期間
平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

４　送客実績算定期間（第１回の催行設定日から６ヶ月以内）
平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

５　奨励金交付の条件
⑴　旅行商品造成支援事業協議に伴い作成する旅行商品パンフレット等のＰＲ販促物には、原則として「薩摩川内スピリッツ」のロゴマークを掲載すること。
⑵　前項⑴のパンフレット等のＰＲ販促物を作成した際は、速やかに２部協会へ提出すること。
⑶　奨励金交付申請（終了報告書）は、旅行商品の全催行終了日、第１回の催行設定日から６ヶ月以内の日、または当該年度の末日のいずれか早い日から必ず７日以内に奨励金交付申請（終了報告）書に旅行商品パンフレット等の各種ＰＲ販促物現物（新聞広告等のコピーを含む）を添付し、送客実績等（参加者名簿、商品コード番号を付した自社様式の送客実績集計表など実績を確認できる書類に、自社の内容証明印を押印したもの）を添付の上、提出すること。
⑷　奨励金の確定は、前項⑶の奨励金交付申請（終了報告）書の受理、内容審査後とし、奨励金決定通知書通知後、貴社からの請求書受理により、支払は指定口座への振り込みとする。
⑸　協議時点における事業計画の趣旨、内容等を変更する場合は、速やかに協会へ連絡、協議するものとする。
⑹　前項⑸の変更連絡を故意に怠った場合、奨励金交付決定通知書に記載された助成条件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の申請及び終了報告を行った場合は、奨励金額の減額、奨励金交付決定の取消し、又は既に支払っている場合は奨励金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

（様式２－１の別表）

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業
（奨励金額別表）

１　奨励金額は採択された１旅行商品について送客実績に応じて次表により算定する。
ただし、１旅行商品当たり４０万円を限度額とする。
なお、送客実績は、催行期間にかかわらず、当該旅行商品の全催行終了日、第１回目の催行設定日から６ヶ月以内の日、又は当該年度の末日のいずれか早い日までの実績とする。※送客実績には添乗員は含まないこととする。
また、旅行商品の企画内容等が、次表による奨励金額算定になじまない場合は、その都度、個別に奨励金額を定めるものとする。

要件		高速船利用有無	基本額（円）	基本額の範囲（送客人数）	基本人数を超える場合
泊付	甑島２泊以上①	有	200,000	１０名以上 ２０名以下	２０名を超える場合 基本額＋人数×1,000円 ※人数＝基本人数を超えた人数
	甑島２泊以上②	無	150,000	１０名以上 ２０名以下	
	甑島１泊①	有	150,000	１０名以上 ２０名以下	
	甑島１泊②	無	100,000	１０名以上 ２０名以下	
	本土１泊	―	100,000	２０名以上 ３０名以下	３０名を超える場合 基本額＋人数×500円
日帰り	甑島	有	40,000	１０名以上 ２０名以下	２０名を超える場合 基本額＋人数×500円
	本土	―	20,000	２０名以上 ３０名以下	３０名を超える場合 基本額＋人数×300円
インバウンド	本市への送客人数が２０名以上	送客人数×10,000円 但し、初回に限り送客人数×20,000円とする。			

※上限額は４０万円とする。但し、インバウンドについてはこの限りではない。

（様式２－２）

第　　号
平成　　年　　月　　日

（　不採択申請者　）　　様

薩摩川内市長
岩切　秀雄

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付の不採択について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで貴社から奨励金交付協議がありました下記の旅行商品については、残念ながら不採択となりましたので、ご了解ください。
今後とも、本市観光の振興にご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

記

１　対象旅行商品名
【　　】

（様式３）

平成　　年　　月　　日

薩摩川内市長　　殿

住　所
名　称
代表者　職
氏名　　印

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業　奨励金交付申請書

平成　　年　　月　　日付　　第　　号で奨励金交付内定のありました旅行商品について、下記のとおり終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

１ 商　品　名	
２ 催行本数（実績）	本
３ 送客人員（実績）	名 貴社様式の送客実績集計表など実績を確認できる書類(自社の内容証明印を押印したもの）を添付のこと
	［送客実績集計期間］ 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日
４ 販売促進 集客方法	（※旅程、販売価格が確認できる商品パンフレット、広告等の現物を添付のこと）
５ 奨励金請求額	基本額　　送客実績加算額　　奨励金額合計 （　　）円＋（　　）円＝（　　）円
６ 担当部署 担当者名 連 絡 先	部署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 〒＿＿－＿＿＿＿ 住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ Tel.（　　）　　－　　、 Fax.（　　）　　－　　 E-mail ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【注】
① 奨励金請求額の送客実績に基づく加算額については、別表により算定してください。
② 送客人員（実績）は、催行期間にかかわらず旅行商品の全催行終了日、第１回催行設定日から６ヶ月以内の日、又は当該年度の末日、のいずれか早い日までの実績を記入する。
③ 送客実績は貴社様式の送客実績集計表など実績を確認できる書類（参加者名簿または送客実績集計表に自社の内容証明印を押印したもの）を添付すること。

（様式４）

第　　号
平成　　年　　月　　日

（　申請者　）　　様

薩摩川内市長
岩切　秀雄

平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付の決定について（通知）

貴社が企画造成した下記の薩摩川内市への旅行商品について、薩摩川内市旅行商品造成支援事業として下記のとおり奨励金の交付を決定しましたのでお知らせいたします。

記

１　対象旅行商品名

旅行商品名	

２　奨励金額

基本奨励金額 （A）	送客実績加算額奨励金額 （B）	奨励金額合計 （A＋B）
円	円	円

（様式５）

平成　　年　　月　　日

薩摩川内市長　　殿

住　所

名　称

代表者　職

氏名　　印

連絡先電話番号　　－　　－

請　求　書

一金　　円也

ただし、平成３０年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業に係る奨励金として、上記金額を請求します。

なお、奨励金の振込みは下記の口座にお願いします。

記

振　込　先	銀　行　　支　店
預　金　種　目	１　普　通　　２　当　座
口　座　番　号	
口　座　名　義	(フリガナ※)

※口座名義のフリガナは正確に記入してください。